第８回たつの市農業委員会総会（７月定例会）議事録

令和６年７月 25 日（木）午前 10 時から第８回たつの市農業委員会総会（7 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員 18 名　欠席委員１名

1	三村　誠	2	酒井　幸男	3	森下　長幸	4	松本　有史
5	~~福田　敏和~~	6	河井　由一	7	石田　政行	8	八木　正邦
9	松田　泰政	10	井上　昇造	11	水田　達實	12	田淵　大勝
13	岩田きん子	14	井上　親志	15	瀧口　節子	16	真殿　利晴
17	苗村　武大	18	猪澤　敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者　３名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井上　吾郎	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第８回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 18 名でありますので､農業委員会等に関する法律第 27 条第３項の規定により、会議は成立しております。

なお、5 番福田委員からは欠席の届出を、4 番松本委員からは遅刻の報告を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について
・農地法第４条の規定による使用目的変更の届出について
・農地法第５条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用の届出について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

３　会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、15 番瀧口節子委員、16 番真殿利晴委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第 2「議案第 44 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 44 号　非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 4 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、揖西町[redacted]及び[redacted]の登記地目・田、現況は宅地、合計面積は 302 ㎡です。願い出人は、[redacted]、[redacted]は昭和 59 年頃に新築した物置敷地として、[redacted]は昭和 42 年頃に新築した自己住宅敷地として利用し、現在に至っており、この度、地目変更登記をするにあたり、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました

20 年以上農地でないことは、建物全部事項証明書の記載により、[redacted]は物置が昭和 59 年頃の建築であること、[redacted]は居宅が昭和 42 年頃の建築であることから、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、神岡町[redacted]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 81 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 43 年頃から、農業用倉庫敷地として利用し、現在に至っており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書の記載により、昭和 43 年頃に倉庫が建築されていることや、平成 16 年撮影の空中写真により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町[redacted]の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は 26 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成 11 年以前から、畑の法面の一部として利用し、現在に至っており、この度、豪雨により法面の一部が崩れ、畑地として再生不可能であることから、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、揖保川町[redacted]及び[redacted]の登記地目・畑、現況は原野、合計面積は 2,181 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成 14 年頃には山林化しており、現在に至っており、この度、太陽光発電施設敷地として使用するために、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第 44 号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 45 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。なお、4 件目の議案番号 39 については、地区委員会において申請内容に疑義等があったことから追加資料の提出があるまで保留となりましたので、これ以外の案件について審議することといたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第 40 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」
3 条売買の案件が 8 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で、面積は 730 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は、高齢で農地の耕作管理が難しく、道路対側地を耕作している譲受人に譲り渡すことで合意に至ったものでございます。
譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖保町[redacted]の畑で、面積は 165 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]

[redacted]、譲渡人は、健康上、農地の耕作管理が難しいと考えていたところ、地域で農業を始めるために農地を探していた譲受人に、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、耕作経験はありませんが、野菜を栽培するとのことで、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

　3 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で面積は 846 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、会社勤めのため耕作管理が難しく、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで、合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

　5 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で面積は 1922 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、高齢のため耕作管理が難しいことから、以前から利用権設定し耕作をしていた譲受人に、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

　6 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 143 ㎡、譲

受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、高齢のため耕作管理が難しいことから譲受人を探していたところ、申請地の隣接地で[redacted]を経営している譲受人が耕作面積を増やしたいとのことで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で畑を耕作しており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、新宮町[redacted]の畑で面積は 98 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、高齢のため耕作管理が難しく、隣接地に居住している譲受人が畑を探していたことから、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で畑を耕作しており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 749 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、市外在住で耕作管理が難しく、農会長を通じて譲受人を探していたところ、隣接地の所有者である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地では季節野菜を、従来から所有している農地については、果樹を作付けするための営農計画をたてており、必要な農機具一式も所有しているため、今後、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

9件目の申請地は、揖保川町[redacted]の田で面積は935㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、高齢で耕作管理が難しいことから譲受人を探していたところ、申請地の近接地に居住している譲受人が耕作面積を増やしたいとのことで合意に至ったものでございます。

譲受人は、父が所有している農地を耕作するなど耕作経験もあり、必要な農機具一式も所有していることから、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、「議案第45号」は、議案番号39を除き、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第45号」は、議案番号39を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第46号　農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第46号　農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が4件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で面積は190㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は高齢のため耕作管理が難しく譲受人を探していたところ、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は2，250㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は、相続により所有している持分18分の3の農地を、申請地の持分18分の3を所有している親族である譲受人に譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3件目の申請地は、新宮町[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は2,822㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は高齢のため耕作管理が難しく、現在耕作管理を手伝っている娘である譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地では果樹を栽培するための営農計画をたてており、必

要な農機具一式も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

　4件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は2,933㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は高齢のため耕作管理が難しく、現在耕作管理を手伝っている娘である譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地では野菜を栽培するための営農計画をたてており、必要な農機具一式も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

　よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第46号」は、原案のとおり承認することに決しました。

　次に、日程第5「議案第47号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 47 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 2 件でておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で、面積は 406 ㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地（3－（3））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は[redacted]、転用目的は、[redacted]工事に際し、[redacted]の解体及び[redacted]の建築作業の際の進入路及び資材置場として一時的に農地転用するものです。

土地の造成期間は許可後遅滞なく行う予定であり、使用貸借については、令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築物はないことから、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による制限もなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれるとともに、[redacted]工事完了後は、責任をもって現況に復旧するとのことでございます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で、面積は 82 ㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地（3－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、親である譲渡人が所有する土地と実家の一部を解体して使用貸借し、地縁者住宅を建築するものです。

土地の造成期間は許可後、住宅の建設期間は令和6年9月1日から150日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄う予定であり、申込金、契約金及び現住居売却代金の見込み金額から、必要な資金が準備できることを確認しました。
建築許可申請中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第47号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第48号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
「議案第48号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」
5条所有権移転・売買の案件が2件でておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で、面積は 796 ㎡、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－(1)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建築期間は許可日から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町[redacted]及び[redacted]の田で、合計面積は 5,695 ㎡で 30 アールを超えるため、農地法第 4 条第 4 項に基づき、兵庫県農業会議の意見照会に係る事務を同時に進めているところでございます。農地区分は、公共施設等から至近距離である第 3 種農地（3－(2)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、自社工場での新製品の生産に伴い、現敷地では手狭であることから、隣接地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

工事計画は、許可後 180 日間で造成し、露天駐車場及び露天資材置場として使用します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要

ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

　よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
　　（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
　　（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第48号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

　次に、日程第7「議案第49号　農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
　「議案第49号　農業振興地域整備計画の変更について」
　たつの農業振興地域整備計画において、農用地から除外する必要性が生じた農地があるので、市から事業計画の変更にあたり意見を求められているものです。
　今回変更するのは、除外が108筆、面積の増減は8.9haの減、変更後の農用地区域の面積は2,325.9haとなります。
　除外目的は、添付しております参考資料にありますように、市街化区域への編入にともなう農用地の除外であります。
　詳しくは、別添資料「議案第49号参考資料」をご覧ください。
　以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
　　（「なし」の声あり。）
　ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。
　　（「異議なし」の声あり。）
　ご異議なしと認め、「議案第 49 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

４　閉会宣告
○議長（猪澤敏一委員）
　以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。
　閉会宣告　午前 10 時 28 分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年7月25日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（15番　瀧口節子委員）

議事録署名委員
（16番　真殿利晴委員）